

川越市要約筆記者派遣事業の利用の手引き

平成25年4月
川越市

〔実施主体〕

川越市（委託先：社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会）

〔対象者〕

市内在住の聴覚障害者

〔申込方法〕

- （１）あらかじめ川越市に登録をしてください。
- （２）要約筆記者の派遣を希望する3日前までに（閉館日を除いて3日前までに）、埼玉聴覚障害者情報センターにお申し込みください。

申込窓口 埼玉聴覚障害者情報センター（埼玉聴覚障害者福祉会）
さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和地方庁舎別館内
FAX：048-814-3354 / TEL：048-814-3353

〔派遣内容〕

- （１）日常生活に関すること
 - （２）社会参加の促進に関すること
- ただし、次の場合は派遣できません。
- （１） 営利を目的とした事業に関すること
 - （２） 政治団体や宗教団体の活動に関すること
 - （３） 個人の遊興及び娯楽に関すること

〔申込受付〕

月曜日～土曜日、午前 9:00～12:00、午後 1:00～5:00 です。

〔派遣範囲と派遣時間〕

派遣できる範囲は原則として県内、派遣時間は午前 8:00～午後 9:00
です（日曜日も派遣できます）。

〔費用〕

自己負担はありません。

〔問い合わせ先〕

川越市福祉部障害者福祉課 福祉サービス担当 本庁舎1階
FAX：049-225-3033 / 電話：049-224-5785
e-mail：shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp